

2017年 男女共同参画週間 学習会

マタニティ・ハラスメントを巡る 現状と課題

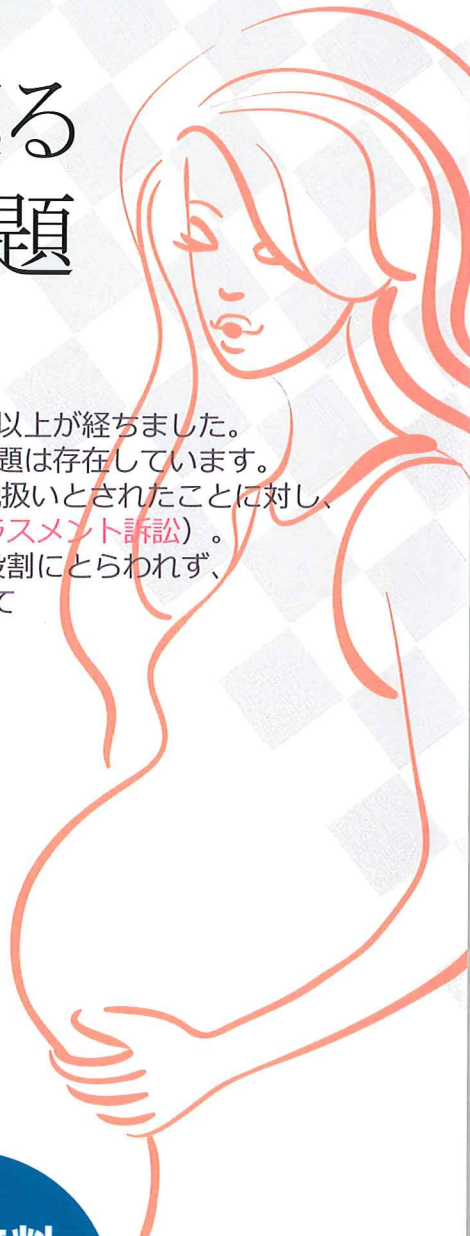
～JALマタニティハラスメント訴訟をもとに～

日本が女性差別撤廃条約を批准し、男女雇用機会均等法を制定してから30年以上が経ちました。しかし、30年を経て今もなお出産・家事育児と仕事の両立の難しさなどの課題は存在しています。2015年には、日本航空の客室乗務員が妊娠を契機に会社側から一方的に休職扱いとされたことに対し、未払賃金と感謝料の支払いを求める裁判が提起されました（JALマタニティハラスメント訴訟）。JALマタニティハラスメント訴訟を題材として、性別だけで割り当てられた役割にとらわれず、女性が自由に参画できる社会とは何か、どのように実現していくべきかについてみなさんと一緒に考えてみたいと思います。



講師：竹村 和也 氏
(東京弁護士会所属 弁護士)

JALマタニティ・ハラスメント訴訟弁護団・事務局長
日本労働弁護団・事務局次長
ブラック企業被害対策弁護団・副事務局長
【著作】
「働く人のためのブラック企業対策Q&A」共著
「会社更生手続下における更生管財人ディレクターの発言：JAL不当労働行為事件・東京高裁判決について」労働法律旬報1850など



6月24日(土)
14:00～16:00 (開場 13:30～)

参加無料

予約不要

宮崎県弁護士会2階 (宮崎市旭1丁目8-45)

9:00～13:00

同日開催

「女性のための無料電話相談」

☎ 0985(23)6112

LGBTの方もどうぞ

- ご相談は全て無料(通話料はご負担ください)
- ご相談は匿名でも大丈夫 秘密は厳守します
- DV・セクハラ・離婚・養育費etc家庭や職場での悩み・・・何でもご相談ください
- 女性に限らずLGBTの方からのご相談もお待ちしています
- 宮崎県弁護士会両性の平等に関する委員会委員が担当します

※駐車場に限りがありますので
公共の交通機関のご利用をお願いいたします

主催：宮崎県弁護士会 共催：日本弁護士連合会

お問い合わせ

TEL 0985(22)2466